

男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果について

【調査の概要】

(1) 調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施した。（平成19年度より継続実施）

(2) 調査の設計

- ①調査区域 呉市全域
- ②調査対象 市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
- ③標本数 322事業所
- ④調査方法 郵送配布・FAX回収
- ⑤調査期間 令和元年7月16日～8月30日

(3) 回収結果

A. 発送数	B. 宛先不明・事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
322事業所	2事業所	155事業所	48.4%

【調査結果】

I 回答事業所における女性の就業状況

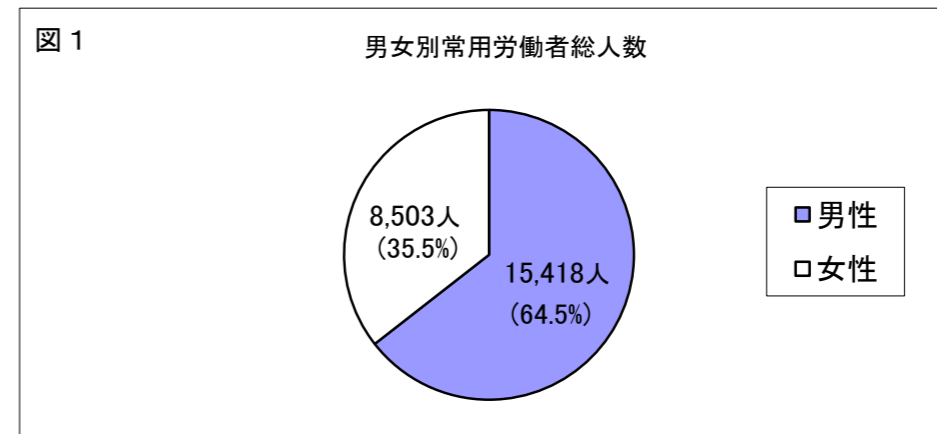
(1) 回答いただいた155事業所の事業内容, 常用労働者総人数, 規模別事業所数

業種別	事業所数	割合(%)	就労人数計	内女性	管理職	内女性	1~30人	31~50人	51~100人	101~300人	301人以上	小計
建設業	16	10.3	1,245	138	307	2	7	3	5	0	1	16
製造業	44	28.4	10,095	1,616	949	28	3	6	15	13	7	44
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2.0	157	25	10	0	0	2	1	0	0	3
情報通信業	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・郵便業	14	9.0	1,119	109	94	9	3	3	4	4	0	14
卸売・小売業	20	12.9	2,876	1,679	212	7	6	6	3	2	3	20
金融・保険業	6	3.9	1,232	496	117	13	2	0	2	0	2	6
不動産業・物品賃貸業	1	0.6	45	38	10	6	0	1	0	0	0	1
学術研究, 専門・技術サービス業	3	2.0	246	24	41	0	0	1	1	1	0	3
宿泊・飲食サービス業	2	1.3	117	65	11	3	1	0	0	1	0	2
生活関連サービス業, 娯楽業	1	0.6	96	16	0	0	0	0	1	0	0	1
教育, 学習支援業	4	2.6	410	188	35	9	0	0	2	2	0	4
医療・福祉	25	16.1	4,260	3,191	250	107	2	4	4	11	4	25
複合サービス業	1	0.6	53	15	3	0	0	0	1	0	0	1
サービス業(他に分類されないもの)	15	9.7	1,970	903	220	20	4	1	3	4	3	15
合計	155	100.0	23,921	8,503	2,259	204	28	27	42	38	20	155

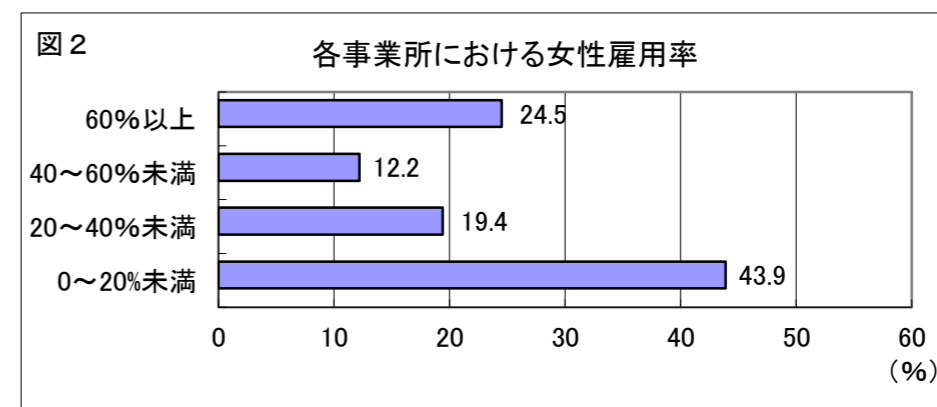
常用労働者総人数とは？

期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても、その雇用期間が反復更新され、事実上定めなく雇用されている労働者の数。(パートタイム労働者を含む。派遣・請負労働者は除く。)

①事業所の常用労働者総人数に占める女性労働者の割合は、35.5%です。(図1)

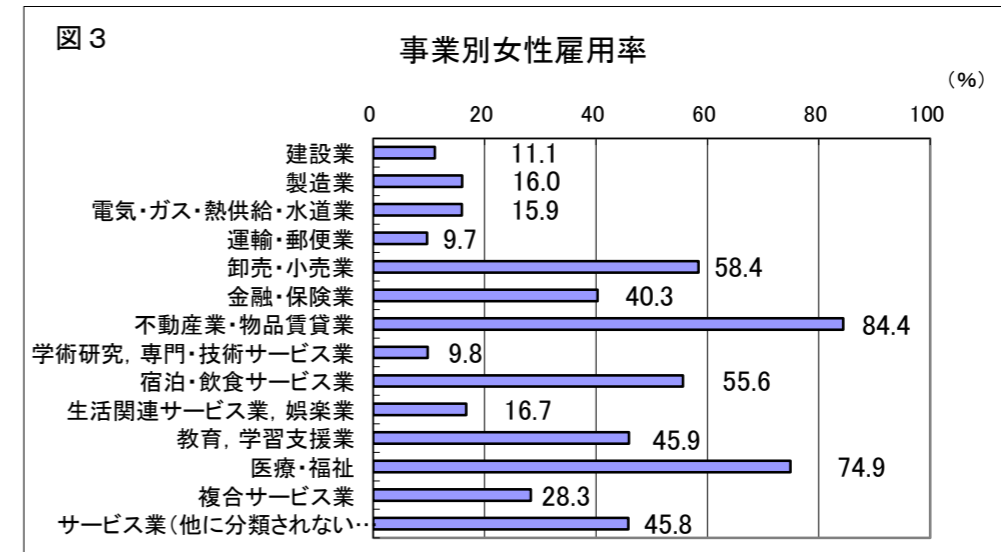


②各事業所における女性の雇用率は、0~20%未満が43.9%と最も多くなっています。(図2)



③女性雇用率の高い事業内容は、「不動産業・物品賃貸業」84.4%、「医療・福祉」74.9%、「卸売・小売業」58.4%の順です。

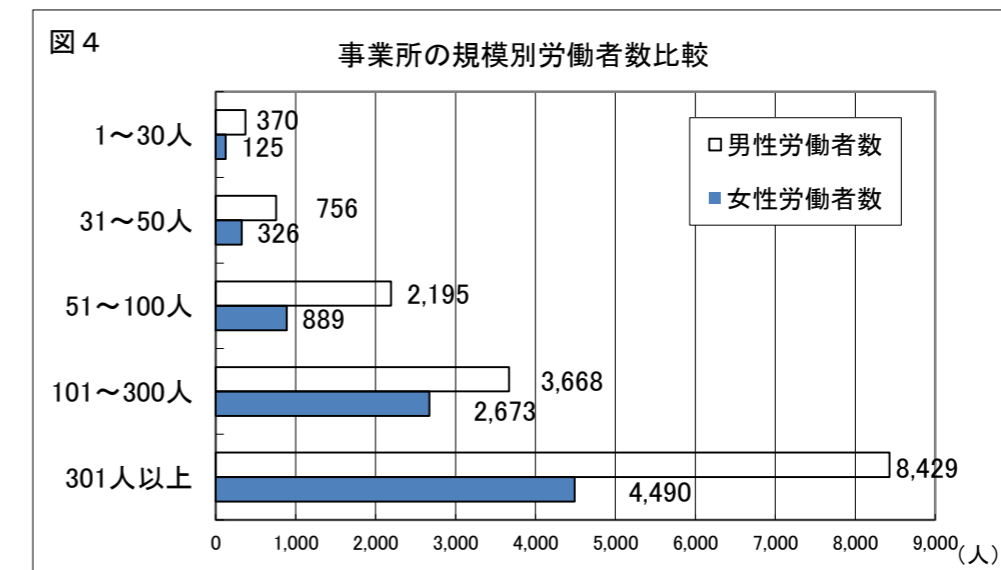
一方、女性の雇用率が低いのは、「運輸・郵便業」9.7%、「学術研究、専門・技術サービス業」9.8%、「建設業」11.1%の順です。（図3）



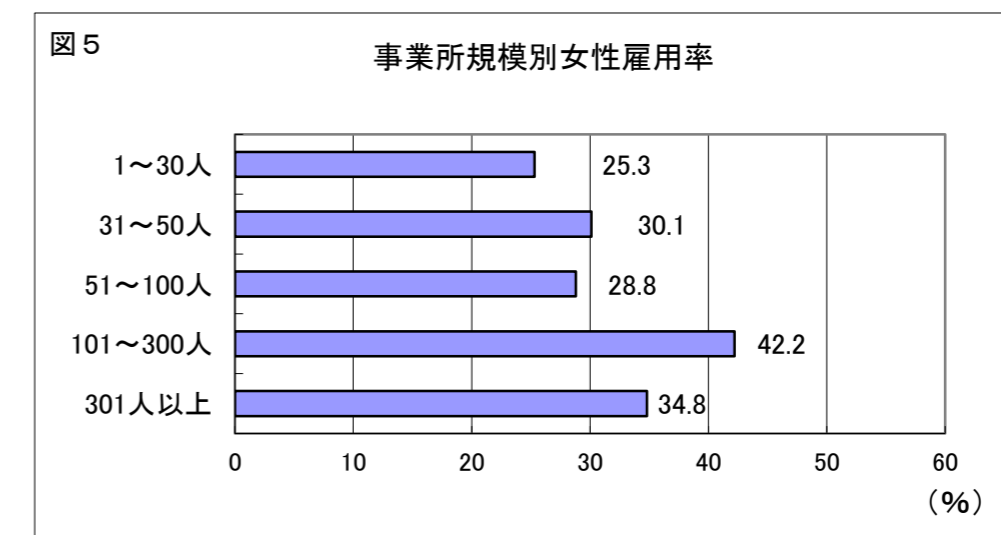
(2) 事業所の規模別男女常用労働者数

事業所規模	男性労働者数	女性労働者数	合計
1～30人	370	125	495
31～50人	756	326	1,082
51～100人	2,195	889	3,084
101～300人	3,668	2,673	6,341
301人以上	8,429	4,490	12,919
合計	15,418	8,503	23,921

①女性常用労働者数が最も多いのは「301人以上」の事業所で、全女性常用労働者数の52.8%です。（図4）



②「事業所規模別の女性雇用率」は、101～300人の規模の事業所が42.2%で最も多く、301人以上の規模の事業所が34.8%、51～100人の規模の事業所が28.8%、31～50人の規模の事業所が30.1%、1～30人規模の事業所が25.3%です。（図5）

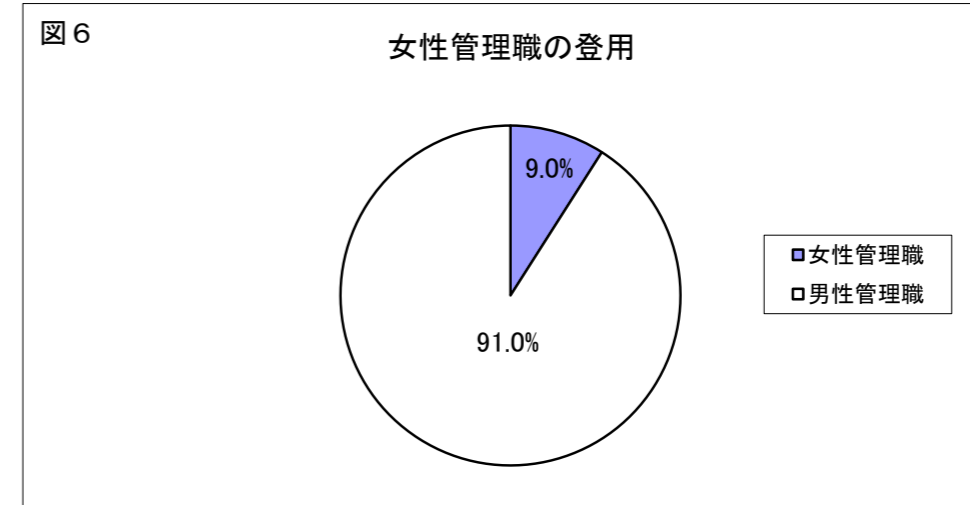


(3) 事業所における女性管理職の登用

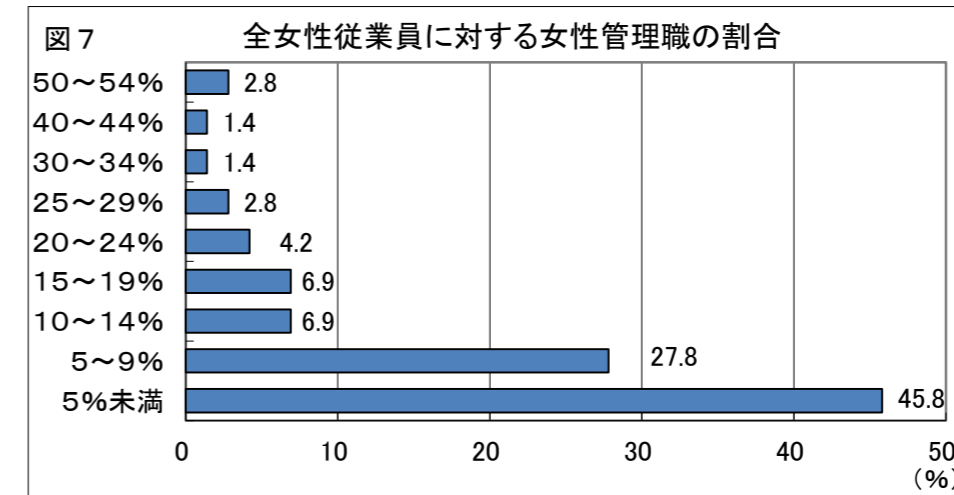
①女性を管理職（課長クラス以上の職）に登用している事業所は、155事業所中72事業所で46.5%、全管理職2,259人に対する女性管理職204人の割合は9.0%です。（図6）

(人)

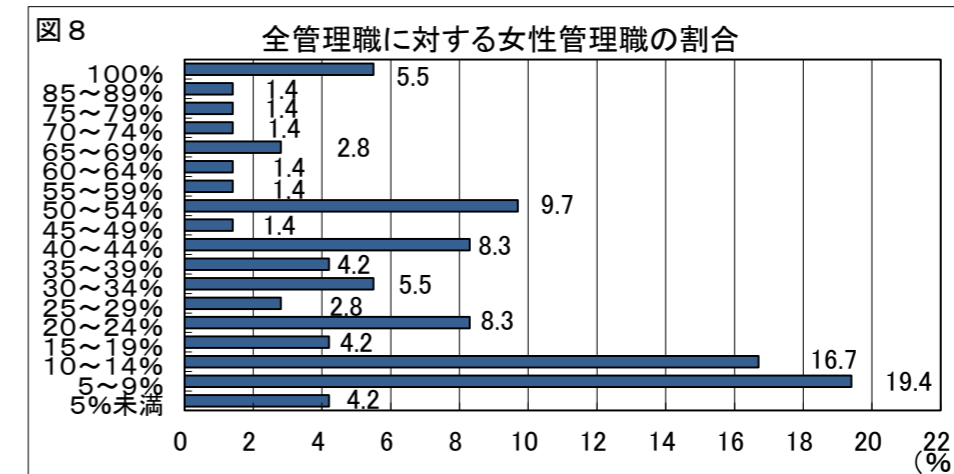
事業内容	管理職数	女性管理職登用数
建設業	307	2
製造業	949	28
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0
情報通信業	0	0
運輸・郵便業	94	9
卸売・小売業	212	7
金融・保険業	117	13
不動産業・物品賃貸業	10	6
学術研究, 専門・技術サービス業	41	0
宿泊・飲食サービス業	11	3
生活関連サービス業, 娯楽業	0	0
教育, 学習支援業	35	9
医療・福祉	250	107
複合サービス業	3	0
サービス業（他に分類されないもの）	220	20
合計	2,259	204



②女性を管理職に登用している事業所における「女性従業員に対する女性管理職の割合」は「5%未満」が45.8%と最も多く、つづいて「5~9%」が27.8%です。（図7）



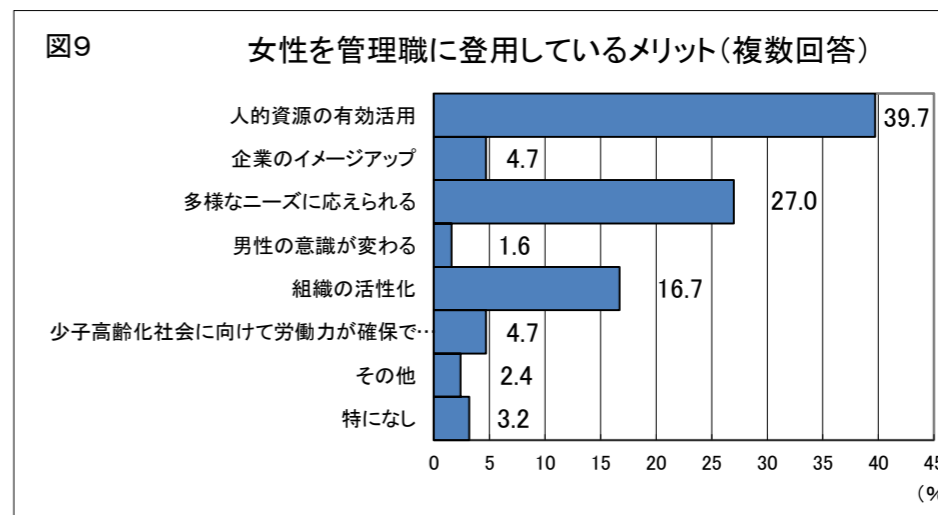
③女性を管理職に登用している事業所における「管理職に対する女性管理職の割合」は「5~9%」が19.4%と最も多く、つづいて「10~14%」が16.7%です。（図8）



④女性を管理職に登用している事業所が、女性を活用することについてメリットと認めていることは「人的資源の有効活用」が39.7%で最も多く、つづいて「多様なニーズに応えられる」が27.0%です。(図9)

その他の意見

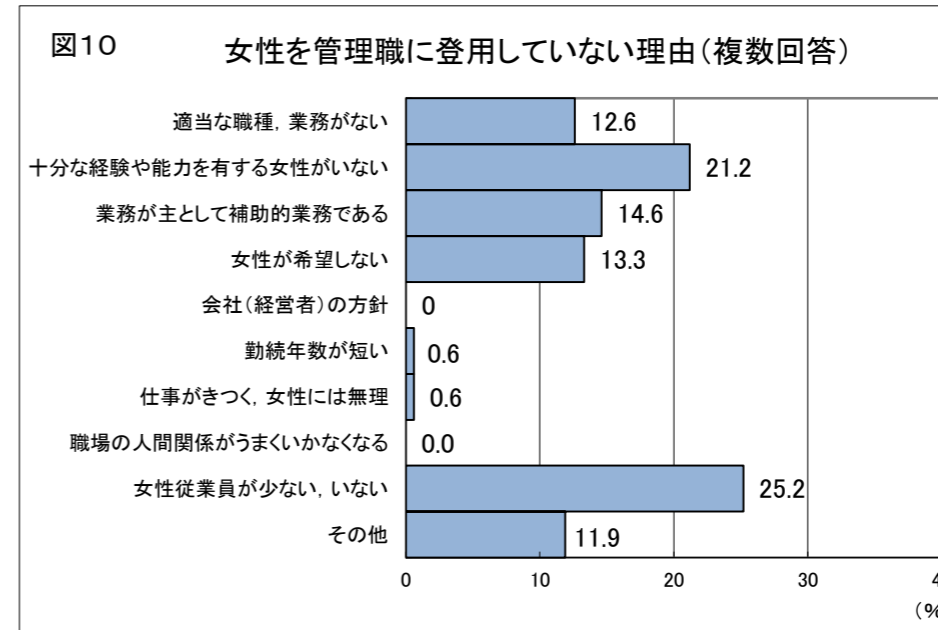
- 男性とは違った視点で物事を見ることができる。
- 適材適所



⑤「女性を管理職に登用していない」事業所において、女性を管理職に登用していない理由は、「女性従業員が少ない、いない」が25.2%、「十分な経験や能力を有する女性がいらない」が21.2%です。(図10)

その他の意見

- 結果的な現状であり登用しない理由はない
- 将来の管理職候補はいる
- 現在育成中
- 現在適任者がいない
- 軽作業しかない
- 人事部による支店配置のため
- 特に理由はない

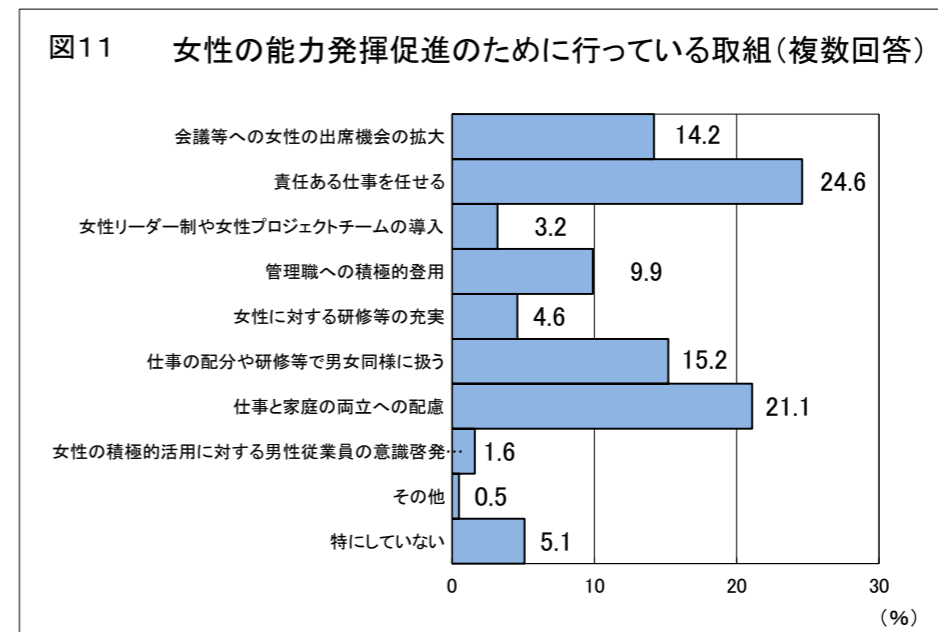


(4) 女性の能力発揮促進のために行っている取組

女性の能力発揮促進のために事業所が行っている取組として多いのは、「責任ある仕事を任せる」が24.6%、「仕事と家庭の両立への配慮」21.1%、「仕事の配分や研修等で男女同様に扱う」15.2% (図11)

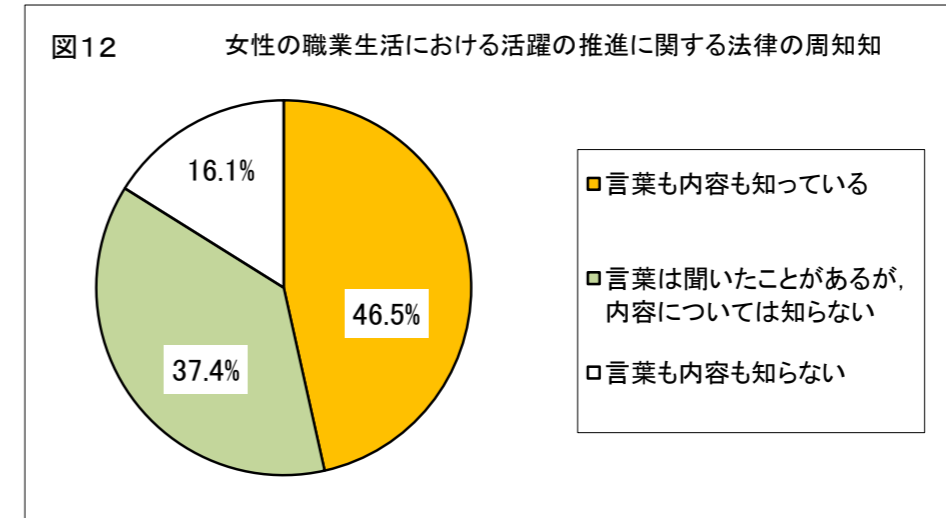
その他の意見

- 女性の意見や提案の採用
- 男女で特に変えていない



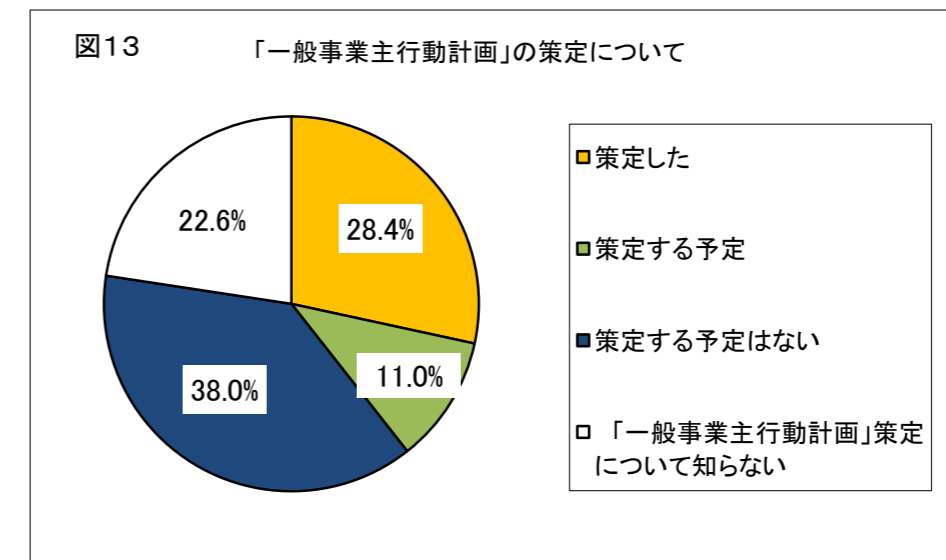
(5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について

「言葉も内容も知っている」が46.5%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が37.4%で、言葉の認知度は83.9%となっています。
(図12)



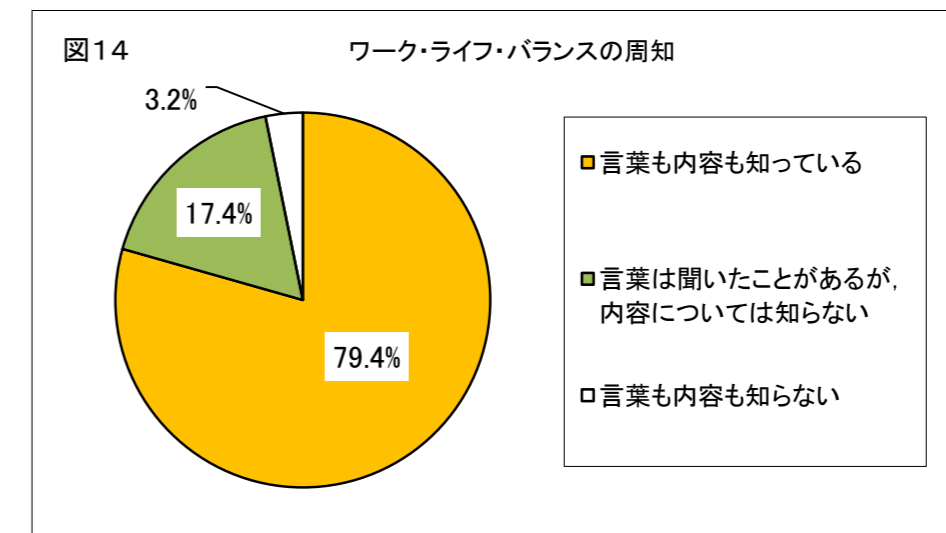
(6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

「策定した」が28.4%、「策定する予定」が11.0%となっています。
(図13)



(7) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「言葉も内容も知っている」が79.4%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が17.4%で、言葉の認知度は96.8%となっています。
(図14)

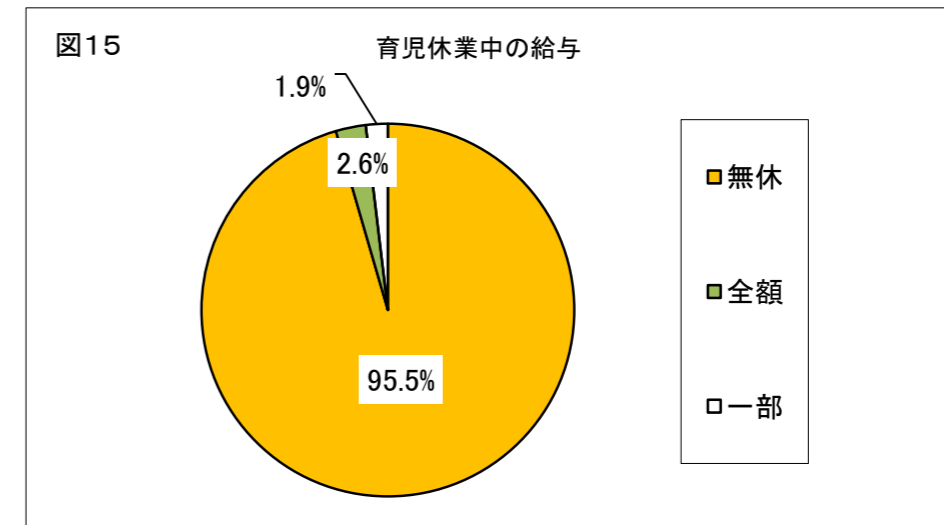


II 回答事業所における職場環境整備の進捗状況

(1) 育児休業中の給与について

①事業所における「育児休業中の給与」は、無給95.5%（148事業所），一部支給1.9%（3事業所）です。

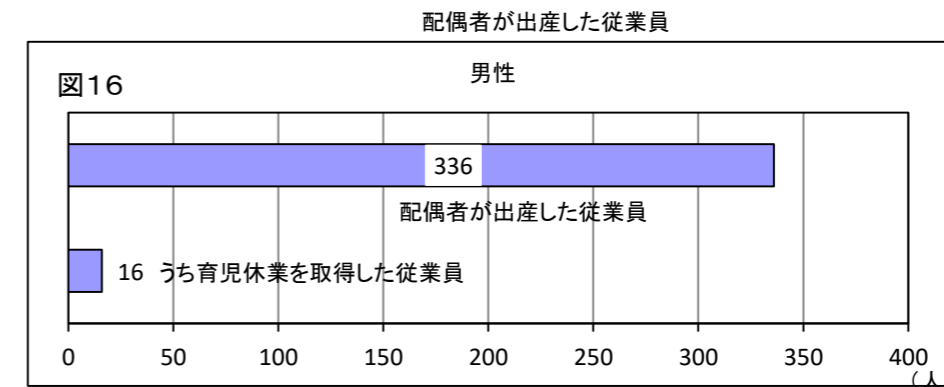
また，一部支給される給与の割合では，60%支給が1事業所，20%が2事業所です。（図15）



②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に育児休業を取得した人数と割合

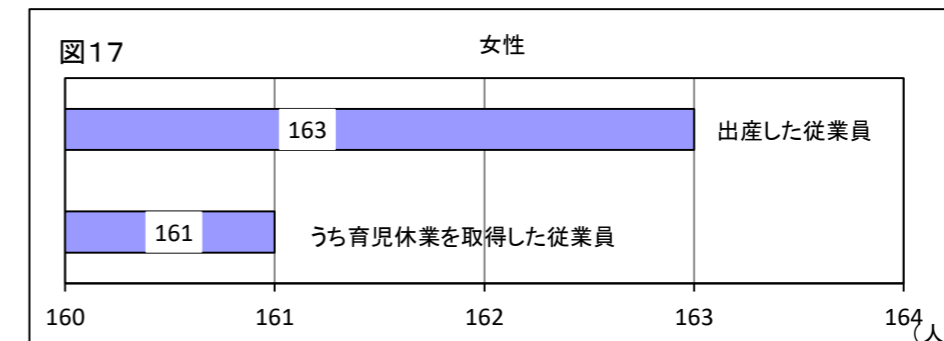
		(人)	
男性	配偶者が出産した従業員		336
	うち育児休業を取得した従業員		16
	取得率		4.8%

(図16)



		(人)	
女性	出産した従業員		163
	うち育児休業を取得した従業員		161
	取得率		98.8%

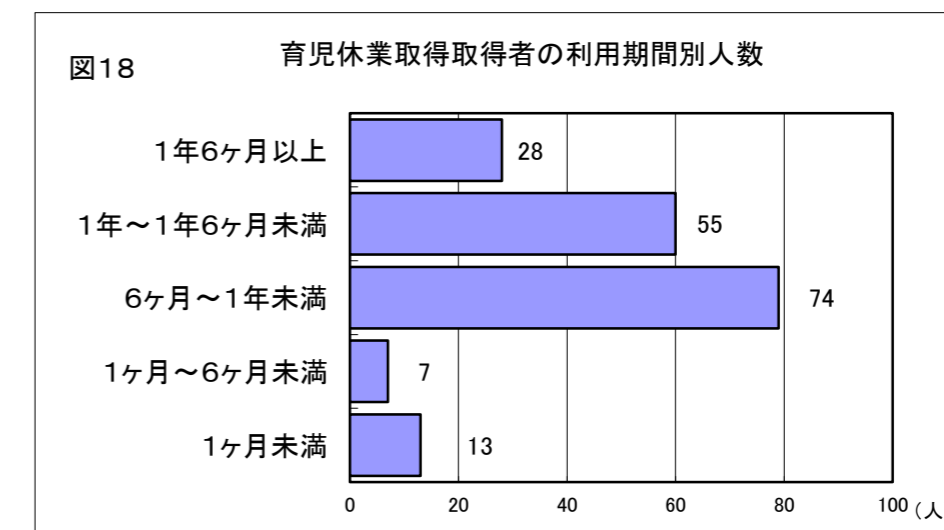
(図17)



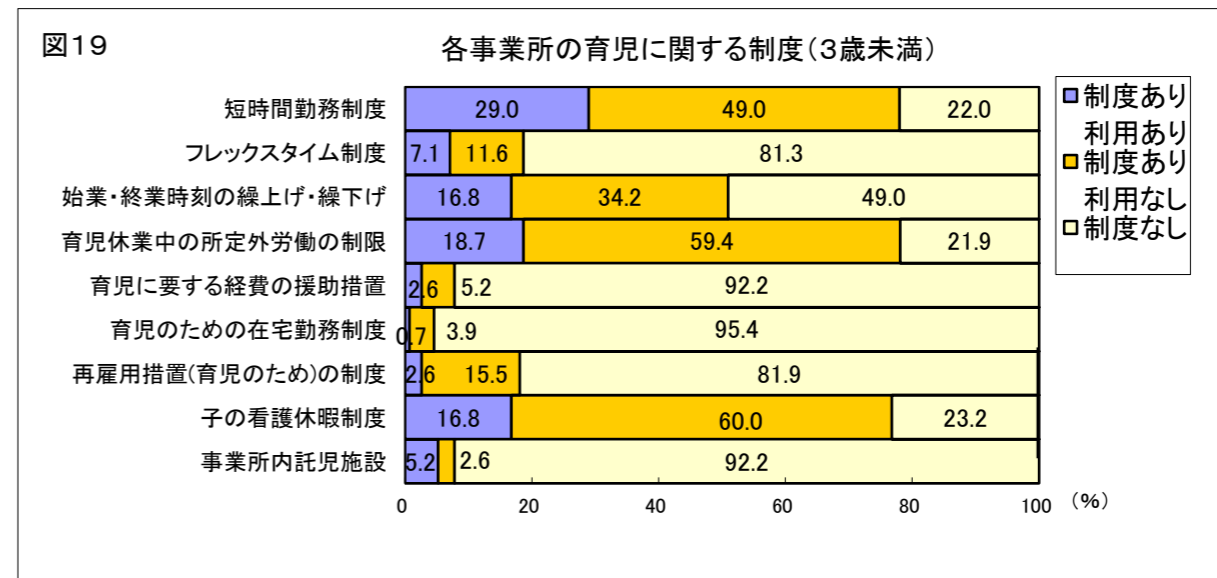
③育児休業取得者の利用期間別人数

	1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上	計
男性従業員	13人	2人	0人	0人	1人	16人
女性従業員	0人	5人	74人	55人	27人	161人
計	13人	7人	74人	55人	28人	177人

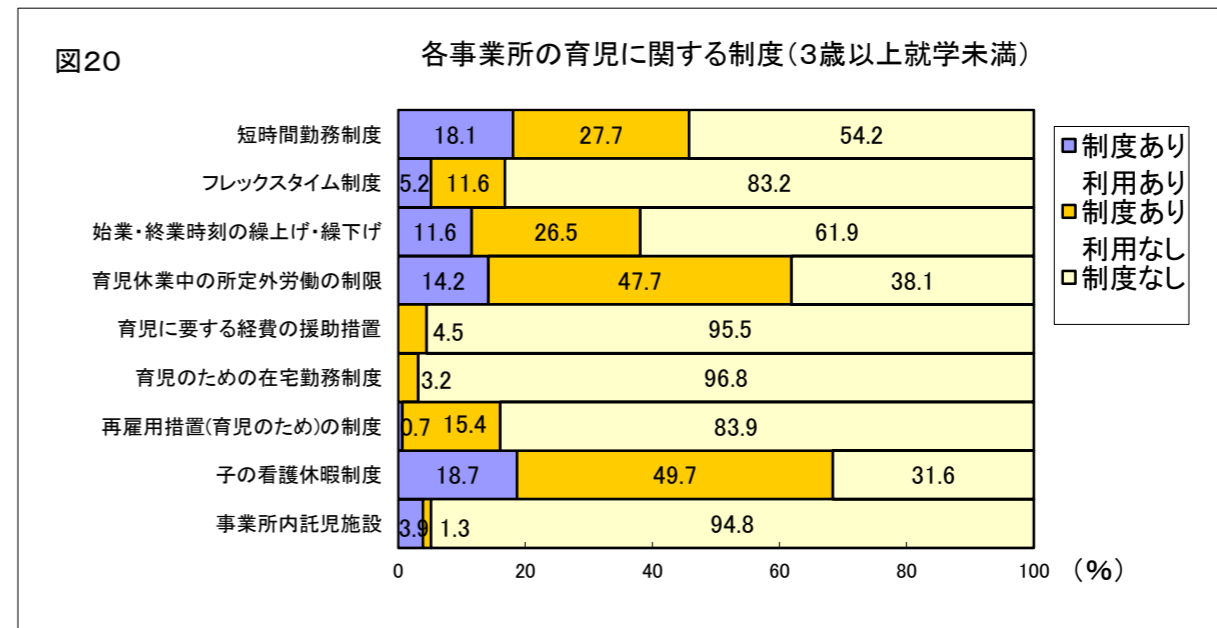
(図18)



④各事業所の育児に関する制度（3歳未満）は、「育児休業中の所定外労働の制限」の制度がある事業所が78.1%、「短時間勤務制度」がある事業所が78.0%です。（図19）

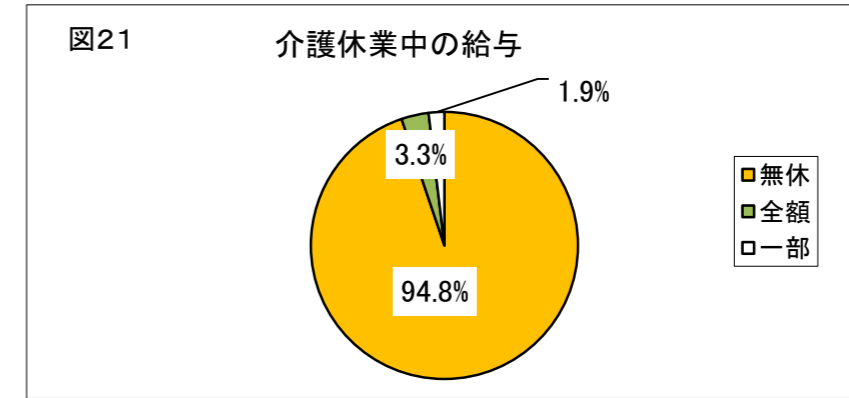


⑤各事業所の育児に関する制度（3歳以上就学未満）は、「子の看護休暇制度」がある事業所が68.4%、「育児休業中の所定外労働の制限」がある事業所が61.9%です。（図20）



(2) 介護休業中の給与について

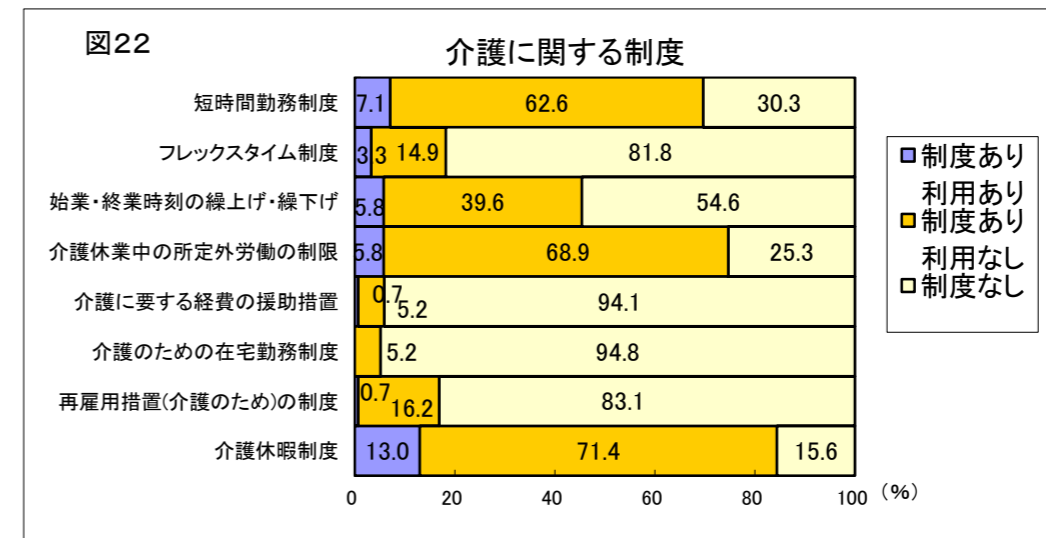
①事業所における「介護休業中の給与」は、無給94.8%（147事業所）、一部支給1.9%（3事業所）です。
 また、一部支給される給与の割合では、60%支給が1事業所、20%支給が2事業所です。（図21）



②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に介護休業を取得した人数

介護休業を取得した男性従業員（2社）	3人
介護休業を取得した女性従業員（5社）	6人

③各事業所の介護に関する制度は、「介護休暇制度」がある事業所が84.4%、「介護休業中の所定外労働の制限」がある事業所が、74.7%です。（図22）



(3) 事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

「保育施設や保育サービスの充実」が24.6%、「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が23.5%、続いて「高齢者や病人のための施設や介護サービス」の充実が22.3%です。（図23）

その他の意見

- 人材不足を補う為の情報や方策等
- 大企業が、協力会社に対して「女性は遠慮してほしい。」ということに対する罰則を設けてほしい

